

議案第39号 一般職の職員の給与に関する条例及び三田市会計年度任用職員給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正例規

- ① 一般職の職員の給与に関する条例
- ② 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例
- ③ 三田市議会議員報酬等に関する条例
- ④ 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ⑤ 三田市会計年度任用職員給与等に関する条例
- ⑥ 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

2 改正趣旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、また、三田市民病院の指定管理及び地方公営企業の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴い、下記事項をそれぞれ改定するに当たり、該当する関係条例の一部を改正しようとするもの。

- ① 一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合及び教育行政職の給料表
- ② 特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給割合
- ③ 市議会議員の期末手当の支給割合
- ④ 一般職の任期付職員の期末・勤勉手当の支給割合
- ⑤ 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合及び報酬表
- ⑥ 特別職に属する非常勤の職員の報酬額

※①④⑤は、三田市民病院の指定管理等への移行に伴う所要の改正も併せて行う。

3 改正手法

(1) 期末勤勉手当（①④⑤）

6月、12月支給割合をそれぞれ0.025月引上げる。

（期末手当及び勤勉手当に0.0125月分ずつ均等に配分）

(2) 期末手当（②③）

6月、12月支給割合をそれぞれ0.025月引上げる。

(3) 特別職に属する非常勤の職員の報酬額（⑥）

その他非常勤の職員の日額の上限額を引き上げる。

(4) 三田市民病院の指定管理等への移行に伴う所要の改正（①④⑤）

医療職給料表等、三田市民病院関連の記載を削除する。

4 施行期日

令和8年4月1日施行

各条例の改正内容については次のとおり。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

第1条改正

ア 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第21条関係）

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職、 教育行政職	一般職（6月）	1.25	1.2625
		一般職（12月）	1.275	1.2625
		再任用（6月）	0.7	0.7125
		再任用（12月）	0.725	0.7125

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
勤勉手当	行政職、 教育行政職	一般職（6月）	1.05	1.0625
		一般職（12月）	1.075	1.0625
		再任用（6月）	0.5	0.5125
		再任用（12月）	0.525	0.5125

イ 給料表の改定

- ・別表第1（その4）関係 教育行政職給料表の改定
⇒ 3～5級の号給を一部削除し、最低水準を引き上げるもの

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

付則第6項改正：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定

（第4条第2項関係）

6月【現行】2.3 ⇒ 【改正案】2.325

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,710,320円	2,739,780円	29,460円
副市長	785,000円	20%	2,166,600円	2,190,150円	23,550円
教育長	687,000円	20%	1,896,120円	1,916,730円	20,610円

12月【現行】2.35 ⇒ 【改正案】2.325

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
--	------	------	-----	-----	----

市長	982,000円	20%	2,769,240円	2,739,780円	△29,460円
副市長	785,000円	20%	2,213,700円	2,190,150円	△23,550円
教育長	687,000円	20%	1,937,340円	1,916,730円	△20,610円

※ 教育長は別条例で規定しているがこの条例を準用

(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正

付則第7項改正：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定

(第6条第2項関係)

6月【現行】2.3 ⇒ 【改正案】2.325

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,755,360円	1,774,440円	19,080円
副議長	549,000円	20%	1,515,240円	1,531,710円	16,470円
議員	500,000円	20%	1,380,000円	1,395,000円	15,000円

12月【現行】2.35 ⇒ 【改正案】2.325

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,793,520円	1,774,440円	△19,080円
副議長	549,000円	20%	1,548,180円	1,531,710円	△16,470円
議員	500,000円	20%	1,410,000円	1,395,000円	△15,000円

(4) 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

付則第9項改正

6月及び12月に支給する期末勤勉手当の支給割合の改定（第8条関係）

手当区分	支給月	【現行】	【改正案】
期末手当	6月	0.95	0.9625
	12月	0.975	0.9625
勤勉手当	6月	0.875	0.8875
	12月	0.9	0.8875

(5) 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例改正

第2条改正

ア 6月及び12月に支給する期末勤勉手当の支給割合の改定

(第9条、第9条の4関係)

手当区分	支給月	【現行】	【改正案】
期末手当	6月	1.25	1.2625
	12月	1.275	1.2625

勤勉手当	6月	1.05	1.0625
	12月	1.075	1.0625

- イ 報酬月額引下げ
地域手当相当分の減改定（9%⇒8%）

(6) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

付則第8項改正

その他非常勤の職員の日額の限度を35,700円に改定

(7) 三田市民病院の指定管理等への移行に伴う所要の改正

ア 一般職の職員の給与に関する条例

第3条 給料表に関する項目

第9条 昇給に関する項目

第15条 時間外手当に関する項目

第20条 宿日直手当に関する項目

第21条 期末手当に関する項目

第22条 勤勉手当に関する項目

第26条 給与からの控除に関する項目

別表第1（その2、その3）

別表第2（その2、その3）

別表第2の2（その2、その3）

イ 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第9条 適用除外する項目

ウ 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

別表第2備考 給料表の適用に関する項目